令和3年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、 ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。今年のテーマは**「性暴力を、なくそう」。**

○ 性暴力防止に関するポスター・リーフレット・啓発カード・啓発シール・ パープルリボンバッジの作成・配布

「性暴力をなくす」という社会の意識の醸成と、性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターの全国共通短縮番号やSNS相談Cure timeの周知を図る ポスターやリーフレットを作成し、全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。

○ パープル・ライトアップ

東京スカイツリーを始め、全国のタワーや商業施設等において、 女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップを実施し、 女性に対する暴力の根絶を呼びかける活動を実施。

- ※令和2年度は263カ所で実施
- 閣僚によるパープルリボンバッジの着用
- 漫画家 西原理恵子さん描きおろし漫画
- 企業と連携した広報展開 等を予定



<令和2年度ライトアップ写真>



<令和3年度ポスター・リーフレット>



<パープルリボンバッジ>



<啓発シール>



<啓発カード>